

平成23年9月22日

## 犯罪による収益の移転防止に関する法律違反の特定事業者（郵便物受取サービス業者）に対する行政処分について

郵便物受取サービス業（私設私書箱事業）を営むデジタルサポートインターナショナルこと細谷 佳史（主たる事務所：東京都新宿区）に関し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）（注）に基づき、国家公安委員会から経済産業大臣宛てに意見陳述が行われました。これを受け、経済産業省では当該事業者に対し調査を行った結果、同法に基づく本人確認義務違反及び本人確認記録の作成・保存義務違反が認められました。

このため経済産業省は、平成23年9月22日付けで同法第16条の規定に基づき、同社に対し当該違反行為を是正するために必要な措置をとるべきことを命じましたので公表します。

具体的には、以下の措置を講じるよう命令しました。

- ① 犯罪収益移転防止法に関する社内教育や社内規程の整備を図り、役職員の関係法令に対する理解と遵守を徹底すること。
- ② 犯罪収益移転防止法に規定する本人確認義務等の義務規定を履行するため、再発防止策を策定すること。
- ③ 犯罪収益移転防止法の関係規定が施行された以後に取引のあった顧客について、必要な措置をとること。
- ④ 上記命令に関する措置の実施結果について、経済産業大臣に報告すること。

（注）犯罪収益移転防止法では特定事業者に対し、一定の取引について顧客等の本人特定事項の確認を行うとともに、その記録を保存する等の義務を課しており、郵便物受取サービス業者（私設私書箱業者）は、同法の特定事業者として規定されています。

### 1. 事案の経緯

携帯電話有料サイト利用名下の振り込め詐欺（架空請求）事件の捜査過程において、被害現金の送付先として利用されていたデジタルサポートインターナショナルこと細谷 佳史（以下「デジタルサポートインターナショナル」という。）が犯罪収益移転防止法に定める義務に違反していることが認められたことから、平成23年4月28日付けで国家公安委員会から

経済産業大臣に対して同法に基づく意見陳述が行われました。

それを踏まえ、経済産業省においても当該事業者に対して立入検査を行った結果、犯罪収益移転防止法違反が認められたため、当該事業者への処分を行うこととしました。

## 2. 違反行為の内容

国家公安委員会による意見陳述及び経済産業省による立入検査等の結果、デジタルサポートインターナショナルには、以下の違反行為が認められました。

### (1) 本人確認義務違反（犯罪収益移転防止法第4条第1項及び第2項）

デジタルサポートインターナショナルにおいて、犯罪収益移転防止法が施行された平成20年3月1日以降に法人及び個人との間で締結した郵便物受取サービスに係る契約の一部について、同法第4条第1項及び第2項に基づく本人確認を行っていないと認められる。

### (2) 本人確認記録の作成義務違反（犯罪収益移転防止法第6条第1項及び第2項）

デジタルサポートインターナショナルにおいて、犯罪収益移転防止法が施行された平成20年3月1日以降に法人及び個人との間で締結した郵便物受取サービスに係る契約について、同法第6条第1項及び第2項に基づく本人確認記録の作成及び保存を行っていないと認められる。

## 3. 命令の内容

2. の違反行為を是正するため、平成23年9月22日付けでデジタルサポートインターナショナルに対し、犯罪収益移転防止法第16条の規定に基づき、以下の措置を講じる旨の命令を行いました。

- (1) 犯罪収益移転防止法の社内教育や犯罪収益移転防止法に基づく事務を円滑に進めるための社内規程の整備を図るなど、貴殿の関係法令に対する理解及び遵守の徹底
- (2) 本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存義務違反に係る再発防止策の策定
- (3) 犯罪収益移転防止法の関係規定が施行された平成20年3月1日以後に、郵便物受取サービス提供のための契約を締結した顧客についての本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存の実施
- (4) 上記(1)から(3)までに関する事項を速やかに実施し、その結果について、平成23年10月24日までに経済産業大臣に報告すること。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省商務情報政策局商取引監督課長 秋庭 英人

担当者：笠井、岡崎

電話：03-3501-1511（内線 4191）

03-3501-2302（直通）